

姫路市立美術館総合管理業務委託募集要項

令和 8年 2月

姫 路 市

1 募集の概要

本要項は、姫路市立美術館総合管理業務を行うに当たり、業務全般に関して必要な事項を定めるものである。

(1) 業務名

姫路市立美術館総合管理業務

(2) 履行場所

姫路市立美術館

(3) 契約期間

契約を締結した日から令和9年（2027年）12月31日まで（長期継続契約）

(4) 業務概要

姫路市立美術館総合管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。
 - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「警備」の詳細業種「人的警備」、業種「設備等点検・保守」の詳細業種「空調設備」及び業種「清掃」の詳細業種「建物清掃」の全て（以下「対象業種」という。）において競争入札に参加する資格を有すること。
 - イ 告示第408号第4項に規定する令和8年4月1日を有効期限の始期とする業者登録名簿への登録を申請し、受付され、かつ、契約締結日において対象業種について競争入札に参加する資格を有する見込みであること。
- (4) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(9) 過去１０年間に於いて、美術館・博物館（国立美術館又は国立博物館若しくは博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）上の登録博物館又は指定施設であり、かつ、国指定の文化財を所蔵する施設又は展示した実績を有する施設）の設備運転保守管理業務の履行実績を元請けとして有すること。

3 制限付一般競争入札に関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局観光コンベンション室美術館総務課（以下「総務課」という。）

〒670-0012 姫路市本町68番地25

電話 (079) 222-2288

FAX (079) 222-2290

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和8年（2026年）4月1日まで 美術館の休館日（姫路市立美術館条例施行規則（令和4年姫路市規則第16号）第3条各号に掲げる美術館の休館日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	総務課 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032771.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる全ての書類を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

(イ) 業務実績調書（様式第2号）

- (ウ) 市税の納税証明書（一般競争入札参加用）
※公告日以後に発行されたものの原本又は写し
※市税の納税義務がある場合に限る。
- (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）
※公告日以後に発行されたものの原本又は写し
- (オ) 関連企業申告書（様式第3号）

イ 提出部数

1部

ウ 入札参加申込に必要な書類を示す期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年（2026年）3月8日（日）まで 美術館の休館日を除く。
閲覧の場所	総務課 （姫路市ホームページに掲載する入札参加申込手続及び入札手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032771.html ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により入札参加申込書類が不着であった場合において配達記録の確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

総務課

カ 提出期間（入札参加申込期間）

令和8年2月27日（金）午前10時から3月8日（日）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、美術館の休館日を除く日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 入札参加資格の確認結果

ア 入札参加資格の確認結果は、令和8年3月10日（火）までに参加資格確認通知書を制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）に記載のあったメールアドレスへ送付することで通知する。

イ 入札参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年3月17日（火）正午までに、入札参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により総務課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

説明会は、行わない。

6 質疑について

(1) 第4項の規定により入札参加申込を行い、入札参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこの制限付一般競争入札に関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第4号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

art@city.himeji.hyogo.jp

エ 提出期限

令和8年3月17日（火）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年3月19日（木）午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する仕様書の追加又は修正事項とする。

イ 質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年3月24日（火）午前10時00分

(2) 実施場所

姫路市立美術館 講堂（姫路市本町68番地25）

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

9 入札に関する留意事項

(1) 入札に際しては、添付の入札書様式に月額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を

記載すること。

- (2) 入札額は、業務履行開始後12か月以降の賃金水準及び物価水準の変動を加味しない金額とすること。
- (3) 入札書は、必ず封筒に入れ、封印のうえ提出すること。
- (4) 代理人の場合は、必ず委任状を添付すること。
- (5) 入札は2回までとし、予定価格に達しない場合は、随意契約の交渉を行う。（交渉に参加できるのは、2回目に有効な入札を行った者に限る。随意契約に備え入札に使用した印鑑を用意すること。）
- (6) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出すること。

10 辞退に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間に限り、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を書面により総務課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できる方法に限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

11 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
 - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - オ 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額（前号により無効となった場合の入札を除く。）と同額又はこれを超えた入札
 - カ 第9項第1号から第3号に規定する入札に関する留意事項に違反する入札
- (2) 第2項第8号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

1 3 その他入札に関する事項

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 落札者が、正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとする。

1 4 契約に関する事項

- (1) この契約は、令和8年度姫路市一般会計予算の成立を前提としているため、当該予算が成立しない又は修正された場合は、契約を締結しないことがある。
- (2) 契約締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る姫路市（以下「本市」という。）の予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (3) 前号により、この契約を変更し、又は解除した場合において、受託者に損害があるときは、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者が協議の上定めるものとする。
- (4) この契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準等の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。
- (5) この契約は、電子契約の対象外とする。